

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十八号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一避難所の設置の項中「三一〇円」を「三二〇円」に改め、同表応急仮設住宅の項中「二、五三〇、〇〇〇円」を「二、六二一、〇〇〇円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与の項中「一、〇四〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項支出の限度の欄第一号中「一七、八〇〇円」を「一八、三〇〇円」に、「二九、四〇〇円」を「三〇、二〇〇円」に、「三二、九〇〇円」を「三三、五〇〇円」に、「三八、一〇〇円」を「三九、二〇〇円」に、「三三、七〇〇円」を「三四、六〇〇円」に、「五三、一〇〇円」を「五四、六〇〇円」に、「四〇、四〇〇円」を「四一、五〇〇円」に、「六二、一〇〇円」を「六三、八〇〇円」に、「五一、二〇〇円」を「五二、六〇〇円」に、「七八、一〇〇円」を「八〇、三〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「一〇、七〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同欄第二号中「五、八〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「九、四〇〇円」を「九、七〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「一二、三〇〇円」を「一二、六〇〇円」に、「一一、七〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一七、九〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一四、六〇〇円」に、「二〇、六〇〇円」を「二一、二〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「二六、一〇〇円」を「二六、八〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項中「五四七、〇〇〇円」を「五六七、〇〇〇円」に改め、同表学用品の給与の項中「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に改め、同表埋葬の項中「二〇六、〇〇〇円」を「二〇八、七〇〇円」に、「一六四、八〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に改め、同表死体の処理の項中「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に改め、同表災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去の項中「一三三、九〇〇円」を「一三四、三〇〇円」に改める。

別表第二日当の欄中「二〇、九五〇円」を「二〇、八五〇円」に、「一六、七〇〇円」を「一六、二〇〇円」に、「一八、〇五〇円」を「一七、八五〇円」に、「一四、九五〇円」を「一四、六五〇円」に、「一六、九〇〇円」を「一八、一〇〇円」に、「一五、九〇〇円」を「一七、一〇〇円」に、「一七、二〇〇円」を「一八、五〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。